

第2期特定健康診査等実施計画

広島県歯科医師国民健康保険組合

(平成25年5月)

序章 本計画の背景及び趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（以下、法という。）に基づき、医療保険者は被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）およびその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、広島県歯科医師国民健康保険組合における特定健康診査および特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査および特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、法第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

1. 広島県歯科医師国民健康保険組合の現況

当国民健康保険組合は、広島県及び規約第4条別表に定めた県外市町に住所を有し、一般社団法人広島県歯科医師会会員であって歯科医療又は歯科業務に従事する者を第6条1項組合員、及び第6条1項組合員が開設管理する医療機関の従業員である者を第6条2項組合員とし、組合員並びに組合員の世帯に属する者を被保険者として組織している。

平成25年3月末の被保険者数は組合員4787名、組合員の世帯に属する者3556名、合計8343名であり、平均年齢は36.4歳、男女比は概ね3：7である。その内、40～74歳の者は男1420名、女2214名、合計3634名となっている。

第1期（平成20年度～平成24年度）における特定健康診査及び特定保健指導の実施状況及びメタボリックシンドローム該当者及び予備群の状況を以下に掲げる。

（単位：円）

(1)特定健康診査の実績		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標	対象者数	3,473	3,565	3,658	3,755	3,854
	受診者数	1,042	1,426	1,829	2,253	2,698
	受診率	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%
実績	対象者数	3,347	3,393	3,486	3,522	3,530
	受診者数	1,154	1,364	1,516	1,650	1,740
	受診率	34.5%	40.2%	43.5%	46.8%	49.3%

※平成24年度実績は見込値

(単位：円)

(2) 特定保健指導の実績		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標	対象者数	260	357	454	560	671
	受診者数	52	107	159	224	302
	受診率	20.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%
実績	対象者数	187	205	229	255	265
	受診者数	0	0	1	0	6
	受診率	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	2.3%

※平成24年度実績は見込値

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の状況

(単位：人)

性別	年齢区分	20年度				23年度			
		対象者	該当	予備群	割合	対象者	該当	予備群	割合
男性	40-44歳	81	10	15	30.9%	114	20	23	37.7%
	45-49歳	117	23	14	31.6%	106	18	14	30.2%
	50-54歳	111	21	23	39.6%	165	38	25	38.2%
	55-59歳	87	23	19	48.3%	114	30	16	40.4%
	60-64歳	45	6	13	42.2%	90	14	25	43.3%
	65-69歳	20	6	2	40.0%	40	11	9	50.0%
	70-74歳	15	2	3	33.3%	15	4	3	46.7%
	計	476	91	89	37.8%	644	135	115	38.8%
女性	40-44歳	202	2	1	1.5%	283	4	4	2.8%
	45-49歳	200	2	5	3.5%	254	3	5	3.1%
	50-54歳	136	2	5	5.1%	245	2	10	4.9%
	55-59歳	81	3	5	9.9%	131	3	7	7.6%
	60-64歳	34	1	0	2.9%	57	4	3	12.3%
	65-69歳	17	0	3	17.6%	22	2	0	9.1%
	70-74歳	11	2	1	27.3%	14	1	2	21.4%
	計	681	12	20	4.7%	1,006	19	31	5.0%
合計	40-44歳	283	12	16	9.9%	397	24	27	12.8%
	45-49歳	317	25	19	13.9%	360	21	19	11.1%
	50-54歳	247	23	28	20.6%	410	40	35	18.3%
	55-59歳	168	26	24	29.8%	245	33	23	22.9%
	60-64歳	79	7	13	25.3%	147	18	28	31.3%
	65-69歳	37	6	5	29.7%	62	13	9	35.5%
	70-74歳	26	4	4	30.8%	29	5	5	34.5%
総計	1,157	103	109	18.3%	1,650	154	146	18.2%	

2. 特定健診等の実施における基本的な考え方

①特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することができるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての、明確な動機付けができるようになる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

②特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、対象となった者を生活習慣病に移行させないことを主眼とし、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援し、健康管理ができるようになることを目的としている。

第1章 達成しようとする目標

1. 目標値の設定

国の定める特定健康診査等基本指針において、国民健康保険組合においては平成29年度までに特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率30%を達成することが目標とされている。

2. 広島県歯科医師国民健康保険組合の目標

上記目標の達成に向け、広島県歯科医師国民健康保険組合における平成25年度以降の目標を以下のとおり設定する。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診受診率	53%	58%	62%	66%	70%
特定保健指導実施率	5%	11%	17%	23%	30%

第2章 特定健診・特定保健指導の対象者

平成25年度から平成29年度まで各年度における、特定健康診査及び特定保健指導の対象者数及び受診者（終了者）数について、次のとおり推計した。

（1）特定健康診査

（単位：人）

A. 対象者数の推計		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
男性	40-64歳	1,164	1,153	1,141	1,130	1,118
	65-74歳	260	276	294	313	333
	計	1,424	1,429	1,435	1,443	1,451
女性	40-64歳	2,047	2,105	2,165	2,227	2,290
	65-74歳	225	227	228	230	231
	計	2,272	2,332	2,393	2,457	2,521
合計	40-64歳	3,211	3,258	3,306	3,357	3,408
	65-74歳	485	503	522	543	564
	計	3,696	3,761	3,828	3,900	3,972

（単位：人）

B. 受診者数の推計		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診率の目標		53%	58%	62%	66%	70%
男性	40-64歳	617	669	707	746	783
	65-74歳	138	160	182	207	233
	計	755	829	890	952	1,016
女性	40-64歳	1,085	1,221	1,342	1,470	1,603
	65-74歳	119	132	141	152	162
	計	1,204	1,353	1,484	1,622	1,765
合計	40-64歳	1,702	1,890	2,050	2,216	2,386
	65-74歳	257	292	324	358	395
	計	1,959	2,181	2,373	2,574	2,780

(2) 特定保健指導

①積極的支援対象者数の推計

(単位：人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
男性	40-64歳	112	122	129	136	142
女性	40-64歳	17	19	21	23	25
計		129	140	149	158	167

②積極的支援終了者数の推計

(単位：人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施率の目標		5%	11%	17%	23%	30%
男性	40-64歳	6	13	22	31	43
女性	40-64歳	1	2	4	5	7
計		6	15	25	36	50

③動機付け支援対象者数の推計

(単位：人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
男性	40-64歳	72	78	83	87	92
	65-74歳	35	41	47	53	60
	計	108	119	130	140	152
女性	40-64歳	51	57	63	69	75
	65-74歳	10	11	12	13	13
	計	61	68	74	81	88
合計	40-64歳	123	135	145	156	166
	65-74歳	45	52	59	66	73
	計	168	187	204	222	240

④動機付け支援終了者数の推計

(単位：人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施率の目標		5%	11%	17%	23%	30%
男性	40-64歳	4	9	14	20	27
	65-74歳	2	5	8	12	18
	計	5	13	22	32	45
女性	40-64歳	3	6	11	16	22
	65-74歳	0	1	2	3	4
	計	3	7	13	19	26
合計	40-64歳	6	15	25	36	50
	65-74歳	2	6	10	15	22
	計	8	21	35	51	72

第3章 特定健診・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

当国民健康保険組合の事務の効率化を図り、被保険者が受診しやすい健診体制を構築することを基本とする。

(1) 実施項目

①基本的な健診の項目（実施基準第1条第1項第1号から第9号）

項目	備考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査(質問票)を含む
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査(身体診察)
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準(BMIが20未満の者、もしくはBMIが22kg/m ² 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者)に基づき、医師が必要でないと認める時は、省略可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMIの測定	BMI=体重(kg)÷身長(m)の2乗
血圧の測定	
肝機能検査	血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(AST)(GOT) 血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(ALT)(GPT) ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)
血中脂質検査	血清トリグリセライド(中性脂肪)の量 高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)の量 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c(HbA1c)
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無

②詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目：告示で規定）

追加項目	実施できる条件(判断基準)	
貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者	
心電図検査(12誘導心電図) 眼底検査	前年度の特定健康診査の結果等において、血糖、脂質、血圧及び腹囲等の全てについて、次の基準に該当した者	
	血糖	空腹時血糖値が100mg/dl以上、またはHbA1c(NGSP値)5.6%以上
	脂質	中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満
	血圧	収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上
腹囲等	腹囲が85cm以上(男性)・90cm以上(女性)の者(内臓脂肪面積の測定が出来る場合には内臓脂肪面積が100平方cm以上)、またはBMIが25kg/m ² 以上の者	

(2) 実施方法及び体制

健診機関と個別に委託契約を締結して従来から実施している健康検診・人間ドック事業に付加して実施することを基本とする。ただし、居住地の近隣に委託実施機関が存在しない、あるいは県外在住の被保険者等を考慮し集合契約にも参加することとする。

(3) 実施時期

- ①実施回数 随時実施
- ②実施期間 原則として毎年4月から翌年1月

(4) 個別契約にかかる特定健診委託基準

①人員に関する基準

- ・本実施計画に定める内容の健診を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的・量的に確保されていること。

②施設又は設備等に関する基準

- ・救急時における応急処置のための設備を有していること。健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること）。

③精度管理に関する基準

- ・標準物質による内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- ・種々の外部精度管理調査を定期的を受け、検査値の精度が保証されている結果であること。

④健診結果等の情報の取扱いに関する基準

- ・本実施計画において定める電子的標準様式により、当国民健康保険組合に対して健診結果を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。

(5) 委託契約の方法

①個別契約

従来から締結している健康検診事業委託契約に、特定健康診査にかかる項目を追加するものとする。

②集合契約

全国健康保険協会広島支部を代表保険者とする被用者保険グループが締結する集合契約Bに参加するものとする。

(6) 特定健診診査委託単価及び自己負担額

①個別契約に基づいて実施するもの

単価は各委託先と協議のうえ決定するものとする。被保険者からの自己負担額は、特定健康診査及び従来から実施している健康検診の費用を合算し、組合員本人は3万円を超える額、その他世帯員である被保険者は2万円を越える額を徴収する。

費用の徴収は、第6条1項組合員（一般社団法人広島県歯科医師会会員である組合員）が指定する預金口座から、当該組合員及び世帯員並びに従業員世帯員に係る自己負担額を合算し、保険料等と併せて引落により徴収するものとする。

②集合契約に基づいて実施するもの

契約書に定められた金額とし、被保険者からの自己負担額の徴収は、上記①と同様とする。

(7) 周知や案内の方法

毎年2月に、翌年度の健康検診事業の案内及び申込書を送付するのに併せ、特定健康診査の周知を図り、可能な限り個別契約に基づく健康検診を受診するよう勧奨する。

個別契約に基づく健康検診を受診しない特定健康診査受診対象者には、随時特定健康診査受診券を発行し、送付することとする。

(8) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法及びデータ管理方法

労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診したもののデータについては、個別に当国民健康保険組合に提出するものとする。なお、データの提出は原則として磁気媒体を用いることとする。

また、特定健康診査に関するデータの管理は、原則5年間保存とし、広島県国民健康保険団体連合会が管理運営する特定健診等データ管理システムを用いるものとする。

2 特定保健指導

当国民健康保険組合の事務の効率化を図り、被保険者が利用しやすい指導実施体制を構築することを基本とする。

(1) 実施方法及び体制

被保険者が居住地の近隣で受けられるよう、集合契約に参加している実施施設の利用を基本とし、必要に応じて健診機関と個別に委託契約を締結して実施することも考慮する。

(2) 実施時期

①実施回数

随時実施

②実施期間

特定健康診査の結果に基づき、特定健康診査終了後翌年3月31日までに初回面談を実施

(3) 個別契約にかかる特定保健指導委託基準

①人員に関する基準

- a 本実施計画に定める内容の健診を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的・量的に確保されていること。
- b 常勤の管理者が置かれていること。ただし、管理上支障が無い場合は、健康診断機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

②施設又は設備等に関する基準

- a 標準的な健診・保健指導プログラムに定める内容の健診を適切に実施するために、必要な施設及び設備を有していること。
- b 検査や診察を行う際、受診者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。
- c 救急時における応急処置のための体制を整えていること。
- d 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）

③精度管理に関する基準

- a 標準的な健診・保健指導プログラムにおいて定める検査項目では、標準物質による内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- b 現在実施されている種々の外部制度管理調査（日本医師会、日本臨床検査技師会、全国労働衛生団体連合会など）を定期的を受け、検査値の精度が保証されている結果であること。
- c 健診の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられていること。
- d 検査を外部から委託する場合にあたっては、委託を受けた事業者においてa～cの措置が講じられていること。

④健診結果等の情報の取扱いに関する基準

- a 本実施計画において定める電子的標準式により、広島県歯科医師国民健康保険組合に対して健診結果を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。
- b 健診の受診者本人への通知に関しては、国が定める標準的な様式に準拠して行われる

ようにすること。

- c 受診者の健診結果等が適切に保存・管理されていること。
- d 正当な理由がなく、その業務上知り得た健診受診者の情報を漏らしてはならない。
- e 個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン(『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省)、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月27日厚生労働省)、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン安全管理に関するガイドライン(平成17年3月)を遵守すること。
- g 健診結果の分析を行うため、医療保険者の委託を受けて健診結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

⑤連営等に関する基準

- a 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な健診の実施状況を確認する上で必要な資料の提供等を速やかに行うこと。
- b 健診実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該健診実施者の資質の向上に努めていること。
- c 本実施計画に定める内容の健診を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- d 広島県歯科医師国民健康保険組合から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、当組合が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- e 次に掲げる事項の運営についての重要事項に関する規定を定め、当該規定の概要を、医療保険者及び受診者が前もって確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 健康診査の実施目及び実施時間
 - 四 健康診査の内容及び価格その他の費用の額
 - 五 通常の実業の実施地域
 - 六 緊急時における対応
 - 七 その他連営に関する重要事項
- f 健診実施者に身分を証する書類を携行させ、健診受診者から求められたときは、これ

を掲示すること。

- g 健康診断実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、健康機関の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うこと。
- h 健診機関について、虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- i 健診受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- j 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

(4) 特定健診・特定保健指導の対象者の抽出

標準的な健診・保健指導プログラムに基づき、保健指導の対象者の選定とその階層化を行う。

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象		
	①血糖	②脂質		③血圧	40-64 歳	65-74 歳
≥85cm(男性)	2 つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
≥90cm(女性)	1 つ該当					
上記以外で BMI ≥25 kg/m ²	3 つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当					
	1 つ該当			なし		

※追加リスクに該当する基準

- ①血糖(空腹時血糖 100mg/dl以上、または HbA1c5.6%以上)
- ②脂質(中性脂肪 150mg/dl以上、または HDL コレステロール 400mg/dl未満)
- ③血圧(収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上)

※④喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

(5) 案内・周知方法

保健指導の対象者と判定された該当者に対しては、詳細な案内文書を送付することとし、特定保健指導利用券を同封する。

(6) 特定保健指導委託単価及び自己負担額

①集合契約に基づいて実施するもの

契約書に定められた金額とし、被保険者の自己負担額は費用の1割に相当する額を実施施設に直接支払うものとする。

②個別契約に基づいて実施するもの

単価は各委託先と協議のうえ決定するものとする。被保険者の自己負担額及び徴収方法は、①と同様とする。

(7) データ管理方法

特定保健指導に関するデータの管理は、原則 5 年間保存とし、広島県国民健康保険団体連合会が導入する特定健診等データ管理システムを用いるものとする。

第 4 章 個人情報保護に関する項目

1. 基本的な考え方

特定健診や保健指導の記録の取扱いに当たり、個人情報保護の観点から適切な対応を行う。

2. ガイドライン等の遵守

- ① 個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「広島県歯科医師国民健康保険組合個人情報保護に関する規定」に則って適切に行う。
- ② ガイドライン及び個人情報保護に関する規定における役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知を図る。
- ③ 特定健診・特定保健指導を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していく。

第 5 章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

法第 19 条の 3 「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又これを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画の概要を組合員に国保だより等の送付に併せて配布するとともに、組合員向けホームページにおいて本実施計画を掲載することとする。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

(1) 基本的な考え方

本計画について、特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び成果について評価を行うものとし、保険運営の健全化の観点から理事会に毎年進捗状況を報告し、状況に応じて実施方法等の見直しを行う。

(2) 評価基準及び内容

①目標の達成状況

法定報告の数値等を勘案し評価する。

②メタボリックシンドロームの該当者・予備群の状況

該当者・予備群の増減率等を勘案し評価する。

③実施方法等

①、②の結果に基づいて、総合的に評価する。